

# 令和4年度都市ガス供給仕様書

本仕様書は、交野市（以下「甲」という。）所有の市役所本館等で使用するガスについて、ガス供給者（以下「乙」という。）が供給するガスに適用する。

## 1. 概要

(1) 用途	市役所本館他（別紙1のとおり）
(2) ガスの種類	都市ガス13A
(3) 供給熱量	45MJ/m <sup>3</sup> N 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款による
(4) 供給圧力	低圧
(5) 対象メータ	} 別紙1及び2のとおり
(6) 予定年間ガス使用量	
(7) 年間最低取引ガス量	
(8) 最大ガス使用量	
(9) 最大需要期ガス量	
(10) 予定月別使用量	

## 2. 供給期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、検針日の都合上、これによりがたい場合は、令和4年4月定例検針日の翌日から令和5年4月定例検針日までとする。

## 3. 検針日及び計量

計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

## 4. ガス料金の見積積算要件

- (1) 料金制度は、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など、乙が設定することができるものとする。
- (2) 原料価格は、全日本通関統計の令和2年4月から令和3年3月の公表値の平均原料価格（LNG 41,483円、LPG 45,900円）とする。なお、石油石炭税等租税課金は、LNG 1,860/t、LPG 1,860/tとする。
- (3) 託送料金単価は、一般ガス導管事業者の直近の託送供給約款によるものとする。
- (4) 原料費調整額は、別途、乙の約款等の定めに基づき算定するものとする。

## 5. 予定使用量の増減

本契約におけるガス使用量は、予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

## 6. ガスの安定供給

乙は、一般ガス導管事業者との協力の上、ガスの安定供給を図らなければならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申出ができるものとする。

- (1) ガス供給上やむをえない場合
- (2) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備に故障が生じ、または生じるおそれのある場合
- (3) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

## 7. 保安業務要件

- (1) 乙は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器（接続部も含む）について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとする。
- (3) ガス内管（敷地内ガス工事等）に関する連絡先、ガス消費機器に関する連絡先を各々設定すること。
- (4) 乙は、内管（ガス工事）に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を各々設定し、所管部局へ伝達し緊急時連絡するよう依頼すること。緊急対応が発生した場合には、臨時供給体制の確保等、乙は一般ガス導管事業者と協力し、速やかかつ適切に対応すること。

## 8. 支払方法

乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、この場合は30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。また、請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

なお、乙の請求については、契約施設ごとの請求とし、各施設管理者宛に請求書を送付すること。また、請求書には使用ガス量の記載を行う等、甲の円滑な支払いが可能となるようにすること。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項については、乙の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それらに規定されていない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以 上